

旭川市内の中小企業者の皆さんへ

# ものづくり企業販路拡大応援補助金

旭川市では、優れた製品や技術を持つ、市内の中小企業の皆様が取り組む、販路拡大活動を応援します。

## ○補助金の概要

	一般枠	情報発信ツール支援枠
対象者	①市内に主たる事業所を有し、市内で1年以上操業している中小企業者（個人事業主を含む。） ②市内に事務所を有する中小企業団体で、その過半数が中小企業者で組織された団体 ③販売促進等を目的として組織された団体（任意団体を含む）。ただし、その過半数が①に掲げる中小企業者であること。	
対象となる事業	国内外で開催される展示会への出展や市場調査のほか、販売促進ツールの制作やパッケージデザインのリニューアルなどの販売促進活動に係る経費の一部を支援いたします。	ホームページ・カタログ・動画・パッケージデザインの制作やリニューアルなど、情報発信のための販売促進ツールの制作等に係る経費の一部を支援いたします。
応募要件	①自社の販売製品・技術で、市内で企画・設計又は製造・加工等されている製品・技術の販売促進に取り組む事業が対象となります。 ②市外の原料や市外で製造されている部品等を取り寄せて、最終的に自社で完成となる製品・技術に係る事業については、対象となります。 (注1：既存製品のパッケージデザインの一部修正は、対象外となります。) (注2：申請時点で完成していない製品・技術に係る事業は、対象外となります。)	
補助率	補助対象経費の2分の1以内	
補助金額	・100万円以内	・20万円以内
審査方法	有識者等で構成される審査会で審議します。申請者は、審査会において、事業のプレゼンを行っていただきます。	審査会による審議を行いますが、プレゼンは行わず、申請書類による審査のみ行います。
募集期間	令和元年5月20日(月)～令和元年7月5日(金)	

## ○対象経費

科目	対象となる経費
①パッケージデザイン等制作費	パッケージデザインやネーミング等の制作・リニューアルに要する経費
②販売促進ツール制作費	<ul style="list-style-type: none"><li>・POP, のぼり旗等販促グッズの制作経費</li><li>・Webページ制作・リニューアルの経費</li><li>・パンフレット, チラシ, PRビデオ等の制作・リニューアルの経費</li></ul> <p>※ただし、既存のパンフレットの増刷(一部修正による増刷も含む。)等に要する経費は対象外とします。</p>
③広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"><li>・テレビや新聞, 雑誌等への広告掲載に要する経費</li></ul> <p>※ただし、既に定期的に行っている広告掲載に要する経費は対象外とします。</p>
④展示会等出展費 <u>(一般枠のみ対象)</u>	会場使用料, 出展料(小間料, 造作費), 光熱水費, 出展時リース料, 運送費等
⑤報償費	アドバイザー等の専門家謝金
⑥外注・委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>・製品のデモ実演に要する経費(外部人材派遣経費等)</li><li>・パッケージデザイン等への標記に係る機能評価に要する経費</li><li>・市場調査やその分析など、事業の一部を外注・委託する際に必要な経費</li></ul>
⑦旅費	販売促進活動や、事業の実施上必要な調査・打合せ, 招聘等に係る経費 ※公共機関の利用が原則となります。 ※鉄道のグリーン料金や航空機のファーストクラス料金等、普通料金以外のものは認められません。
⑧その他市長が特に認める経費	①～⑦に掲げる経費以外に、市長が販売促進活動上やむを得ないと認めるもの

※対象経費は、平成31年4月1日から令和2年2月29日までに発生した経費とします。

※対象経費について、詳しくは募集要領を御覧ください。

## ○応募方法

所定の申請書に関係書類を添えて、旭川市経済部産業振興課へ御持参ください。  
応募要領・申請書は、産業振興課で配布のほか、ホームページでもダウンロードできます。  
(<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/p005500.html>)



### 【お申込み・お問合せ先】

旭川市経済部産業振興課  
旭川市緑が丘東1条3丁目  
旭川リサーチセンター2階  
電話(直通) 65-7047 FAX 65-7048  
E-mail: sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp